

## 埋蔵文化財発掘調査（中央市場跡地）について

神戸市教育委員会社会教育部文化財課

当該地は埋蔵文化財包蔵地（兵庫津遺跡）に含まれるため、本市が試掘調査を行った結果、埋蔵文化財が確認されました。ついては、買受事業者は土地の引渡し後、工事に際しては文化財保護法第93条にもとづく届出を提出のうえ、工事影響範囲の発掘調査が必要となります。以下、今後の手続きについて概要をご説明します。

### 1. 試掘調査の結果

- (1) 試掘箇所    グリッド 16箇所    トレンチ 6箇所
- (2) 時代                    室町時代（16世紀代）～江戸時代（19世紀代）
- (3) 検出遺構            水路・土坑・柱穴・濠
- (4) 出土遺物            陶磁器・瓦・土師器

※別紙太線内は、埋蔵文化財が確認されている範囲を示しています。

### 2. 発掘調査について

#### (1) 手続き

- ・発掘届出書の提出：工事着手の60日前までに提出
- ・発掘届出所の内容：別紙「埋蔵文化財発掘届出書の提出について」及び神戸市教育委員会文化財課のホームページを参照してください。

#### (2) 発掘調査範囲

届出書における土木工事が埋蔵文化財に影響を与える範囲

#### (3) 調査方法

原則、買受事業者から市が調査依頼を受けて行います。

#### (4) 調査期間・費用

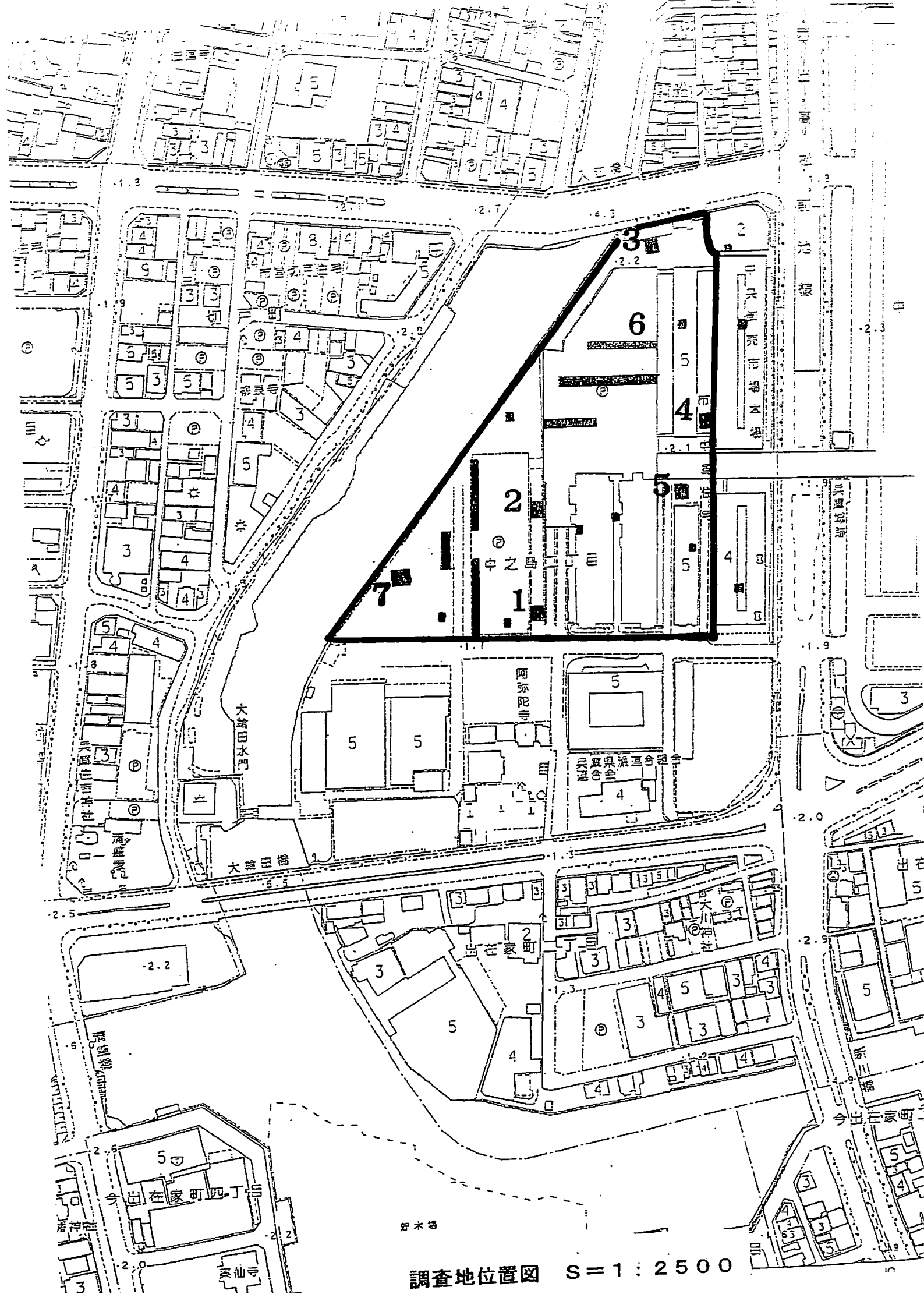
調査費用については、買受事業者の方に負担のご協力をいただくこととなります。また、調査期間・費用は計画建築物の内容により変わりますので、一概にはお答えできません。

文化財に関する問い合わせ

教育委員会文化財課 安田・中谷 (Tel.078 - 322 - 5799)

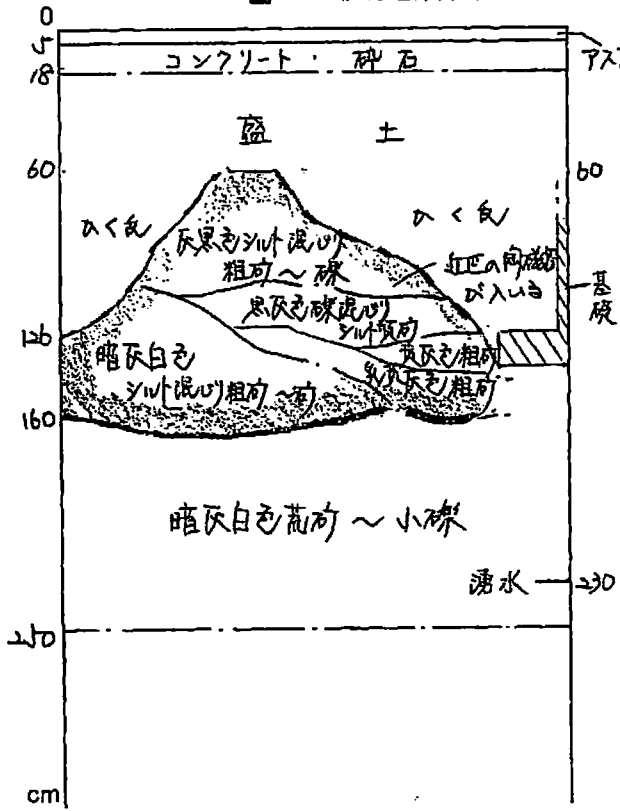
神戸市のホームページ

<http://www.city.kobe.jp/>

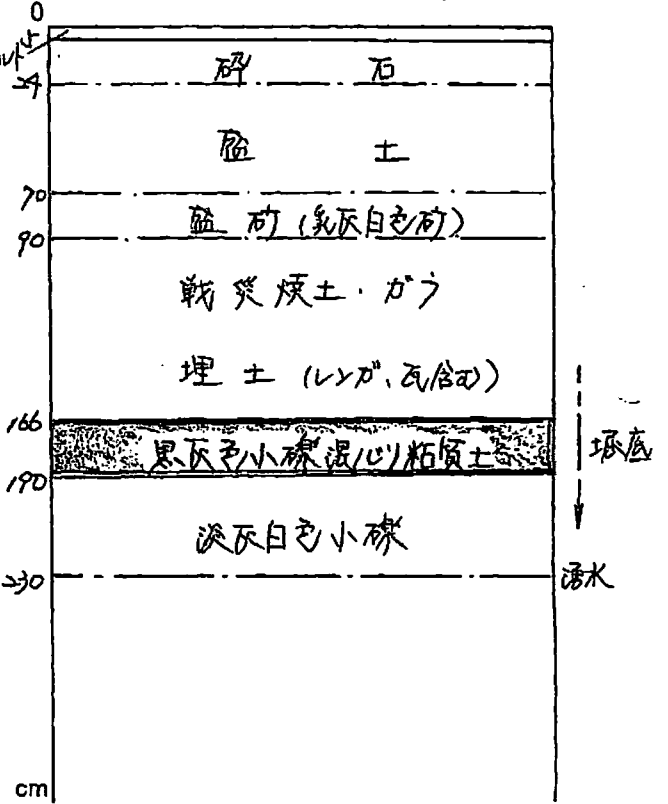


調査地位置図 S=1:2500

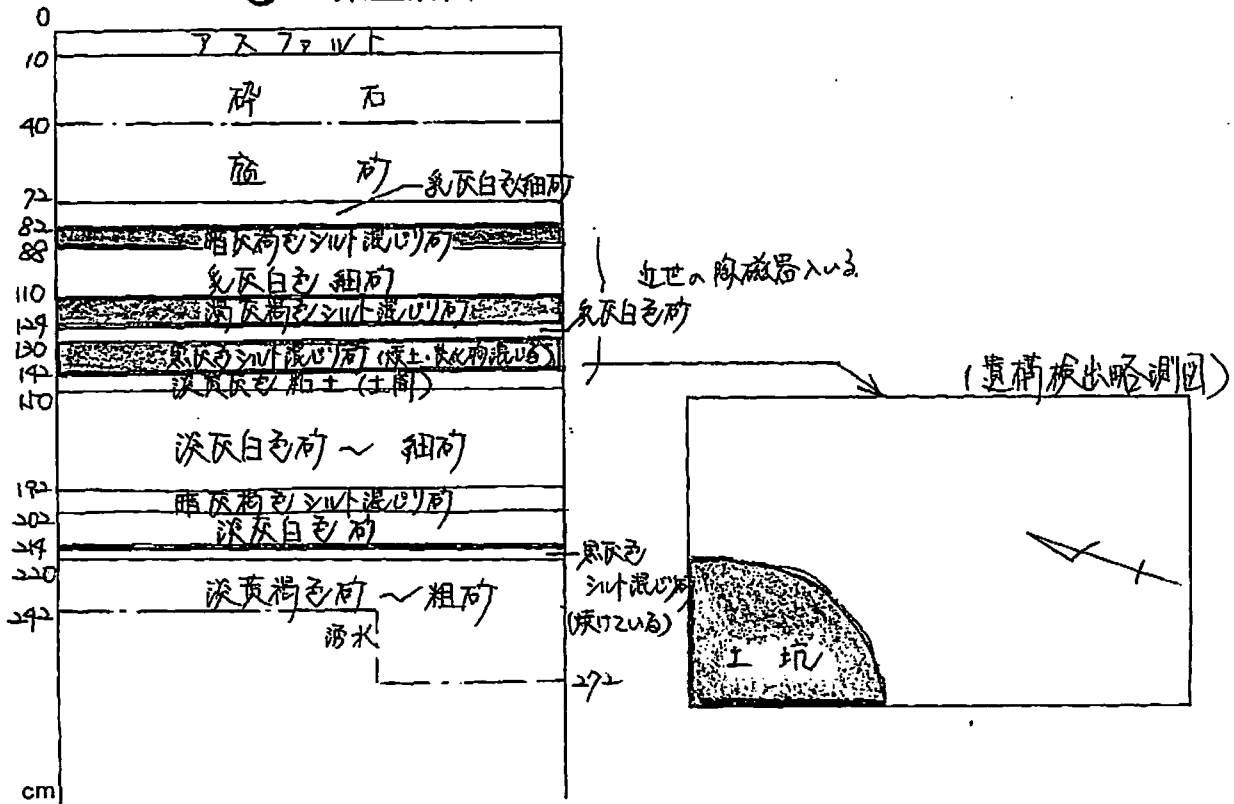
### 1 西壁断面



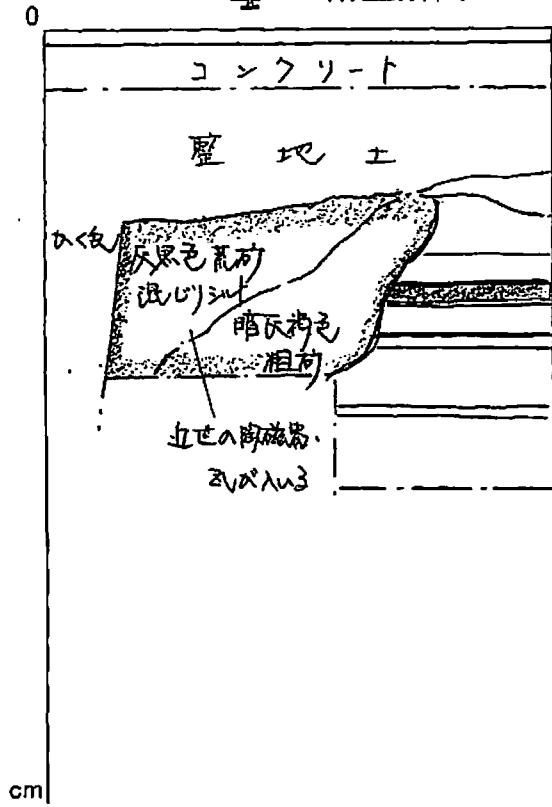
### 2 西壁断面



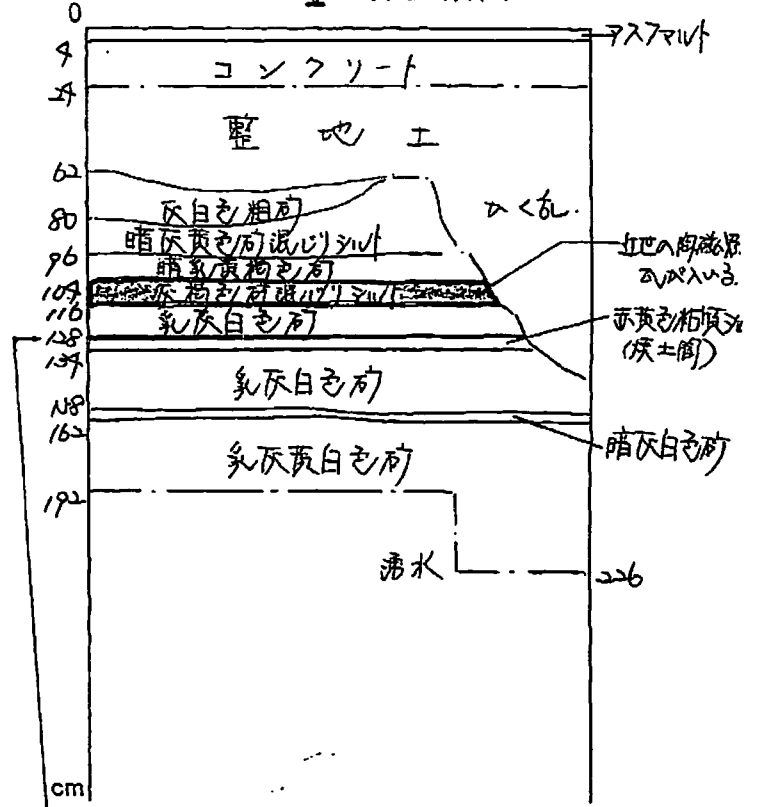
### 3 東壁断面



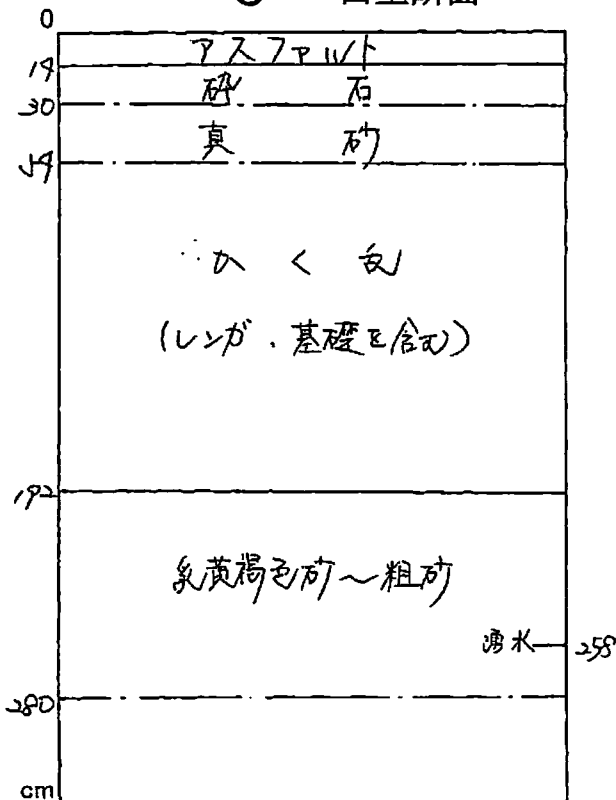
### 4 南壁断面



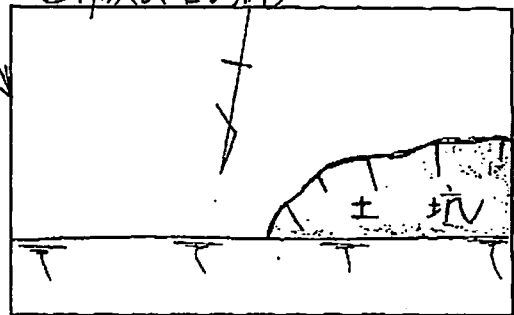
### 4 東壁断面



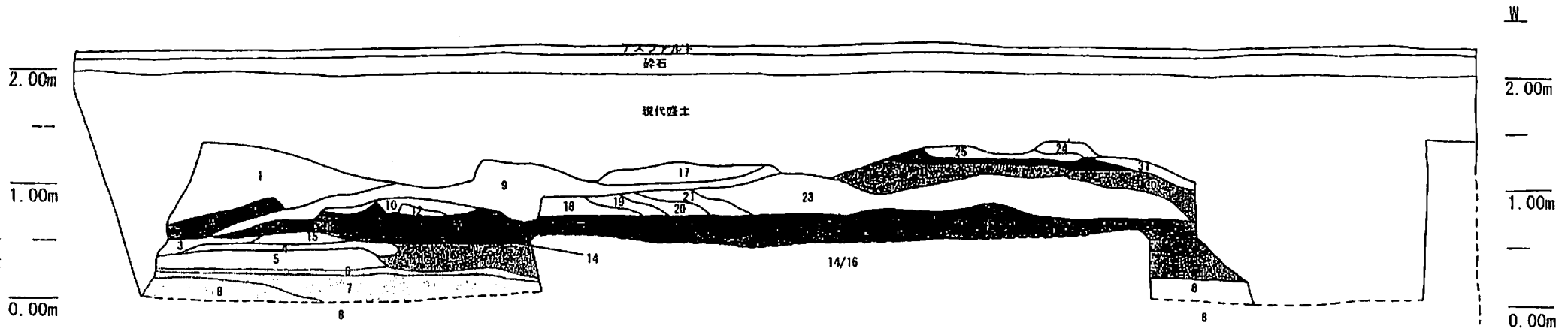
### 5 西壁断面



(遺構検出略測図)

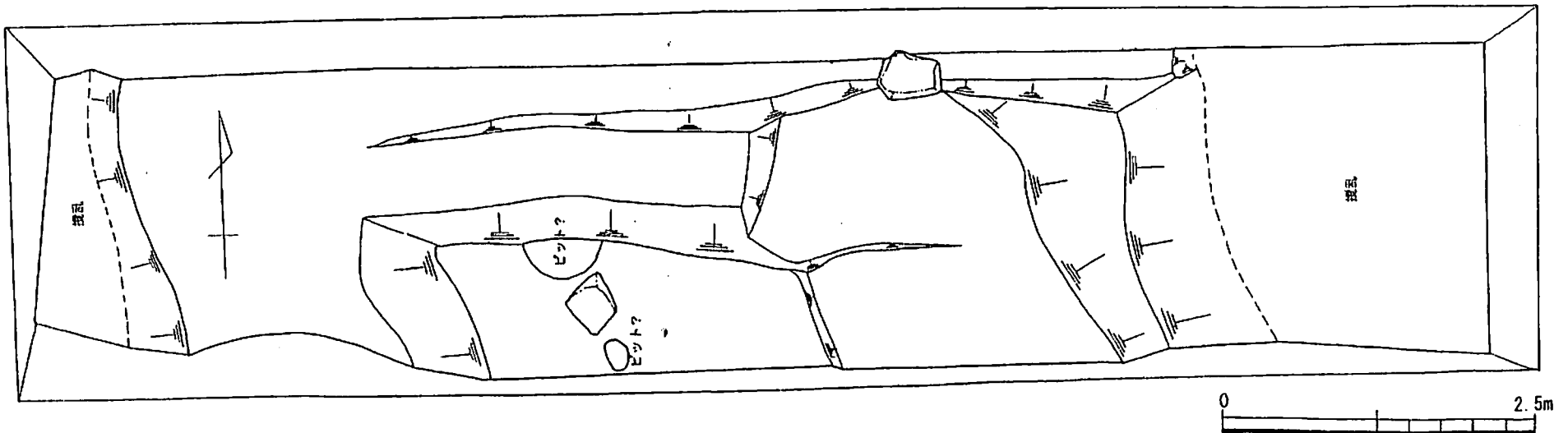


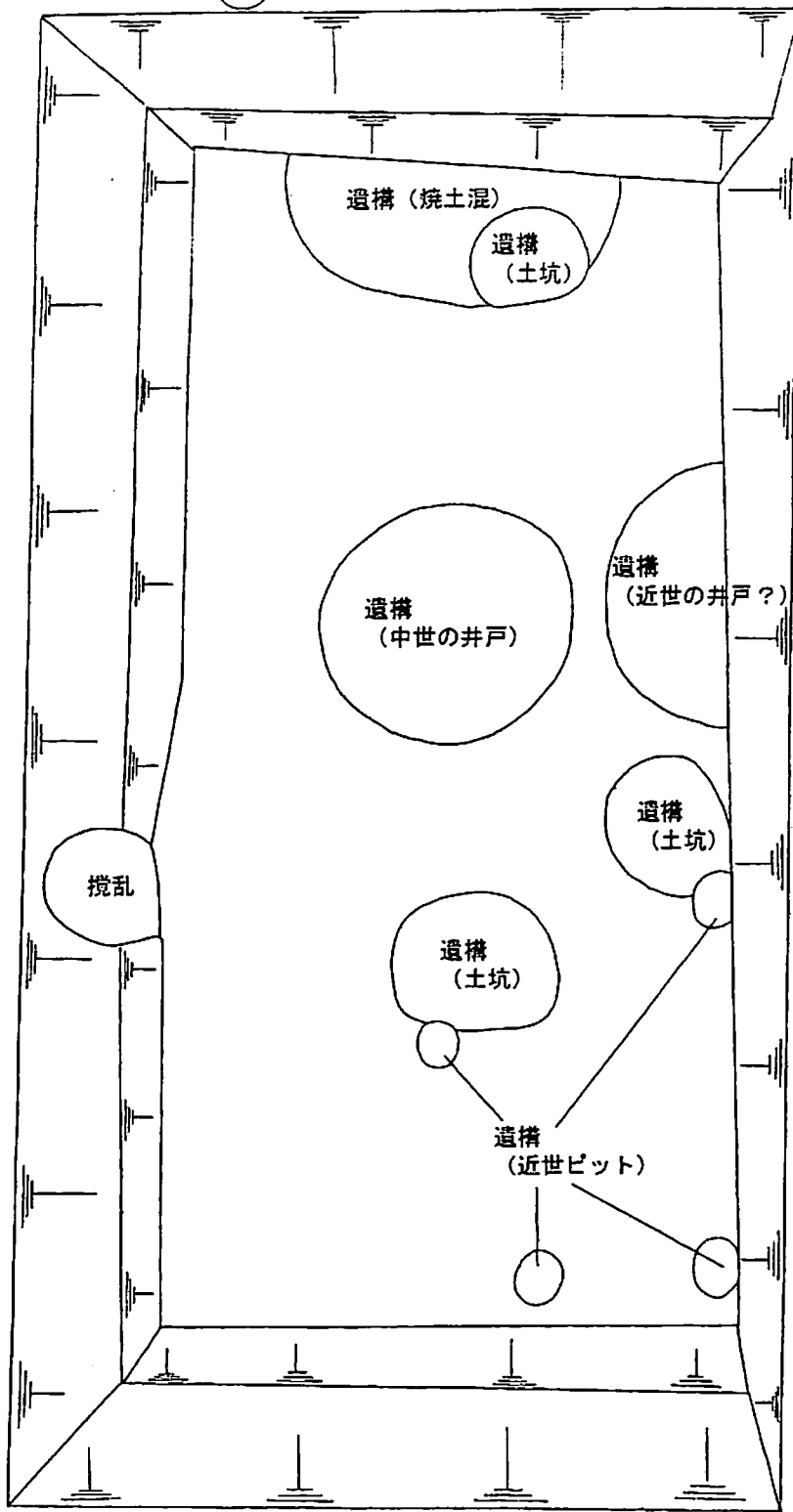
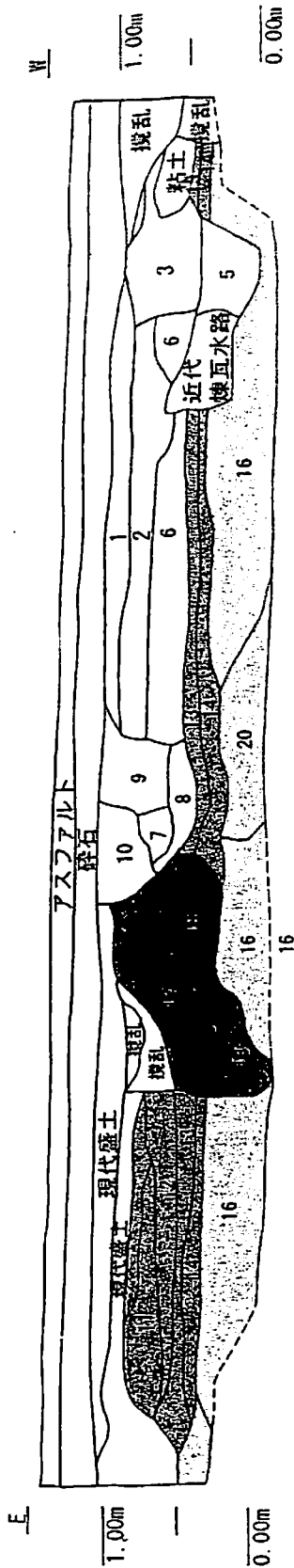
6 東端部分 平・断面図



- |   |  |  |
|---|--|--|
| <p>1. 10YR4/2灰黄褐色砂</p> <p>2. 10YR4/2灰黄褐色砂に5mm~1cm大礫混=近世第1面?</p> <p>3. 2.5Y8/4浅黄褐色砂に7.5Y4/1灰色粘質極細砂状混</p> <p>4. 7.5Y6/1灰色シルト</p> <p>5. 2.5Y6/6明黄褐色粗砂</p> <p>6. 2.5Y5/1黄灰色シルト</p> <p>7. 2.5Y5/2暗灰黄色粗砂</p> <p>8. 2.5Y4/3オリーブ褐色粗砂</p> <p>9. 2.5Y4/3オリーブ褐色砂=近世遺物含む。</p> | <p>10. 2.5Y4/4オリーブ褐色粗砂</p> <p>11. 5Y2/1黒色シルトに灰、焼土ブロック混=近世第2面?</p> <p>12. 2.5Y7/6明黄褐色粗砂</p> <p>13. 2.5Y4/4オリーブ褐色砂に灰と2.5Y8/1灰白色粘土ブロック混=中世第1遺構面?</p> <p>14. 2.5Y2/1黒色シルト(炭層)</p> <p>15. 2.5Y8/6黄灰色砂</p> <p>16. 2.5Y5/1黄灰色砂(中世遺物含む)</p> <p>17. 5Y5/2灰オリーブ色砂</p> <p>18. 2.5Y6/6明黄褐色粗砂</p> <p>19. 2.5Y6/6明黄褐色粗砂に2.5Y6/1黄灰色シルト帯状混</p> | <p>20. 5Y6/3オリーブ黄色粗砂</p> <p>22. 5Y5/2灰オリーブ色シルト=中世遺構?</p> <p>23. 5Y5/2灰オリーブ色砂に2~3cm大礫混=中世遺物多く含む。あるいは遺構面か。</p> <p>24. 2.5Y5/3黄褐色砂</p> <p>25. 2.5Y5/2暗灰黄色粘質砂</p> <p>26. 2.5Y4/1黄灰色砂=焼土層・近世第3面?</p> <p>27. 2.5Y7/4浅黄色粘土=中世土弱含む</p> <p>28. 5Y5/3灰オリーブ色砂</p> <p>29. 2.5Y5/3黄褐色砂</p> <p>30. 10YR4/1褐灰色砂に灰ブロックと2.5Y8/3浅黄色粘土ブロック混=中世遺物含</p> <p>31. 10YR3/2黒褐色砂</p> <p>32. 5Y4/3灰オリーブ色粗砂=中世遺物含</p> |
|---|--|--|

- ※1 2層=近世第1遺構面?
- ※2 11層、26層=近世第2遺構面?あるいはその直上に堆積する火災焼土層
- ※3 6層~8層=中世洪水砂層
- ※4 13層=中世第1遺構面
- ※5 22層=中世遺構埋土?
- ※6 16層、22層、23層、27層、30層、32層=中世遺物を含む層





- 1. 5B2/1 灰色粗砂に3~5cm大玉石混
- 2. 5Y5/3灰オリブ粗砂に2. 5Y7/8黄色粘土ブロック
- 3. 5Y3/2オリブ黒色砂に煉瓦破片多く混
- 5. 5Y4/1灰色粗砂
- 6. バラス層 (2~5cm大)
- 7. バラス層 (1~2cm大)
- 8. 7. 5Y2/1黒色粘質砂に2~3cm大礫混
- 9. 7. 5Y4/1灰色粘質砂に1~2cm大礫混
- 10. 7. 5Y4/2灰オリブ粗砂
- 11. 5Y4/1灰色粗砂

- 12. 5Y4/1灰色粗砂に1~3cm大礫混
- 13. 2. 5Y5/3黄褐色粗砂
- 14. 2. 5Y5/4黄褐色粗砂
- 15. 2. 5Y4/1黄灰色砂
- 16. 7. 5Y4/1灰色粗砂
- 17. 7. 5Y5/1灰色粗砂に2~5cm大玉石混
- 18. N4灰色粗砂に手拳大礫混
- 19. 7. 5Y5/1灰色粗砂にマンガン質沈着
- 20. 5Y4/1灰色粗砂に3~5cm大礫混

- 6. 11. 12. = 近代遺構面 ベース層となる可能性がある層
- 11. ~15. = 近世遺物包含層
- 13. = 近世第1遺構面 ベース層?
- 16. = 中世遺構面 ベース層

様式第1号 (第2条関係)

埋蔵文化財発掘届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 あて

住 所

氏名等

印

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項の規定により、文部科学省令の定める事項について、関係書類を添付し、下記のとおり届出します。

1. 所在地			
2. 面積			
3. 土地所有者	氏名等：		
	住 所：		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )		
遺跡の名称		員 数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )		
5. 工事の目的	個人住宅 共同住宅 店舗・工場付住宅 店舗 工場 学校 その他建物 ( )		
	宅地造成 土地区画整理 鉄道 ガス等 通信 農業基盤整備 農業関連 土砂採取 観光開発 その他の開発 ( )		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名等：		
	住 所：		
7. 工事責任者	氏名等：		
	住 所：		
8. 着手時期	年 月 日	9. 終了時期	年 月 日
10. 参考事項			

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。届出者が個人の場合、氏名を自署するときは押印省略可。  
 ②遺跡の種類・現状・時代欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入。

〔添付書類〕 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面。

この書類の問い合わせ先、通知の送付先	住所：㊦
TEL：	氏名：

# 埋蔵文化財発掘届出書 の提出について

## 文化財保護法 抜粋

(昭和25年5月30日法律第214号) (平成11年7月16日法律第87号改正)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

- \*届出書面が「埋蔵文化財発掘」となっているのは、遺跡の発掘調査という意味ではありません。周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内において、土木工事等によって「土地を掘削する」ということを意味します。
- \*土木工事等の開発地域内に複数の周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が存在する場合は、遺跡毎に届出書を作成して下さい。
- \*工事が複数年度にわたる場合でも、原則として工事開始前に1回提出すればよく、年度毎に提出する必要はありません。
- \*届出書面の右上の年月日に、当市教育委員会文化財課の担当窓口へ提出した日付を必ず記入して提出して下さい。

## 【記入方法】

①所在地欄には、住居表示(丁目、番、号)もしくは地番までを記入して下さい。

例:神戸市中央区加納町6丁目5番1号

②面積欄は、土木工事等の対象もしくは敷地面積を記入して下さい。

(建築面積ではありません。)

③土地所有者が複数の場合は、代表者氏名の他〇名として下さい。

④遺跡の概要の記入について

・遺跡の種類、遺跡の名称、貝数、遺跡の時代については、神戸市埋蔵文化財分布図をご覧ください。文化財課担当窓口でお問い合わせの上、該当する項目を〇で囲んで下さい。

・遺跡の現状欄は地目ではなく、現在の土地使用形態を記入して下さい。

例:駐車場、店舗等

⑤工事の目的欄は、該当する項目を〇で囲んで下さい。

・その他の建物とは

例:公民館・事務所・会社ビル・社寺・病院等

・その他開発とは

例:駐車場建設・看板設置(新規事業)・墓地造成等

工事の概要欄は、土木工事等の目的、計画及び方法の概要について記入して下さい。

・建築物の場合は、規模・構造(例:RC構造 6階建て等)

・宅地造成の場合は、区画改、切土・盛土の概要等 を記入して下さい。

なお個人事業者名による個人住宅建設でも埋蔵を目的とする事業、または共同住宅については(賃貸・分譲)の区別を記入して下さい。

⑥工事主体者欄には工事の施主(届出者)の氏名と住所を記入して下さい。

⑦工事責任者欄には工事を実際にされる施工責任者の氏名と住所を記入して下さい。

施工業者が決定していない場合は「未定」と記入して下さい。

⑧工事の着手(予定)時期を記入して下さい。

⑨工事の終了(予定)時期を記入して下さい。

⑩その他参考となるべき事項を記入して下さい。

例:既存建物の解体(予定)時期、駐車場使用の解約時期等

## 【添付書類(図面)】

\*土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

- ・位置図 1/2,500 図、または住宅地図で、土木工事等をしようとする土地の位置がわかる図面(周辺の公共施設等が入った図面)
- ・現況図 縮尺は問いません。(既存建物や従前建物の状況がわかるものについては、その配置図等)
- ・計画平面図 敷地全体の計画平面図、建物配置図等
- ・建築図一般 各階平面図、断面図、立面図等
- ・基礎図 基礎伏図(平面・断面)、掘削断面図等
- ・現況写真 1部 (土木工事等をしようとする土地の全体、及び周辺の状況がわかる写真を添付して下さい。)

神戸市教育委員会教育課 係

住所

氏名等

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項の規定により、文部省令の定める事項について、関係書類を添付し、下記のとおり届出します。

1. 所在地	
2. 面積	
3. 土地所有者	氏名等: 住所:
4. 遺跡の種類	散布地 貝塚 部城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 棚穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡( )
遺跡の名称	貝数:
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒田地 雑野 その他( )
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他( )
5. 工事の目的	個人住宅 共同住宅 譲・預付住宅 店舗 工場 学校 その他建物( ) 宅地造成 土地区画整理 鉄道 ガス等 通風 農業施設整備 農業関連 土砂採取 観光開発 その他の開発( )
工事の概要	
6. 工事主体者	氏名等: 住所:
7. 工事責任者	氏名等: 住所:
8. 着手時期	年 月 日 9. 終了時期 年 月 日
10. 参考事項	

(注意事項) ①本欄内は届出者の記入。届出者が個人の場合は、氏名を自署するときは、押印を捺可。  
②遺跡の種類・現状・時代欄は、該当項目を〇で囲み、該当項目のない場合は( )内に記入。  
(添付書類) 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面。

この書類の問い合わせ先、通知の送付先	住所: 〇
TEL:	氏名:

こちらの欄には、埋蔵文化財の取扱いについての通知文の送付先、並びに工事の概要についての問い合わせ先(通常は代理人の方)を記入して下さい。

提出部数 1部  
図面はA4サイズにして下さい。  
(折り込みでA4サイズ可)

この書類に関するお問い合わせ先  
神戸市教育委員会文化財課  
埋蔵文化財 係 ☎ 078-322-5799 Fax 078-322-6148